

外国につながる児童生徒の日本語指導に関する報告

ボルジギン・ムンクバト

(千葉市立小中台小学校・講師；

千葉大学人文公共学府・特別研究員)

1. はじめに

日本には移民、労働者、観光客等様々な形で海外から訪れる外国人が増えている。その中で、海外観光客は2017年末の統計では年間2800万人を超えて¹、過去最高の数となっている。それは地域の経済的活性化や日本を世界にアピールできる絶好の機会にもなると各界から大きく期待されている。同時に、海外からの移住者や出稼ぎを目的としてくる人々も年々増加している。在日外国人の数は2015年、2016年、2017年の3年それぞれ2,172,892人、2,307,388人、2,471,458人で、増加していることがわかる²。外国人が日本に住む、或いは日本で働くその背景や目的、そして日本に滞在するパターンも多岐にわたる。

表1：在留資格別からみる在日外国人

(単位:人)

1.教授	2.芸術	3.高度専門職	4.特定活動	5.法律・会計業務
7,551	442	5,494	54,276	154
6.宗教	7.報道	8.経営・管理	9.家族滞在	10.技術・人文知識・国際業務
4,370	237	22,888	157,424	180,180
11.医療	12.研究	13.企業内転勤	14.文化活動	15.日本人の配偶者等
1,632	1,612	16,601	2,773	139,944
16.研修	17.教育	18.技能実習	19.留学	20.永住者の配偶者等
1,518	11,183	246,016	291,164	32,534
21.興行	22.技能	23.永住者	24.定住者	25.特別永住者
2,106	39,378	738,661	173,317	334,298

(出典：外務省 <http://www.moj.go.jp> を参考。)

(説明：表の中で見やすくするため、在留資格の前に番号を入れた。順位や配列は関係ない。)

外国人が日本で暮らすには、法務省入国管理局から在留資格をもらわないといけない。表1は、2017年度の在日外国人を在留資格別にまとめたものである。在留資格は概ね25種類で、その中で「3.高度専門職」、「18.技能実習」の資格はそれぞれさらに4つに分類されて在留資格が交付されている。全体の中で獲得人数が割以上を占めるもので多い順に「23.永住者」が

¹ 日本政府観光局 <https://www.jnto.go.jp> を参考、2018年2月19日アクセス。

² 外務省 <http://www.moj.go.jp> を参考、2018年2月19日アクセス。

約 30%、「25. 特別永住者」が約 14%、「19.留学」が約 12%、「18.技能実習」が約 10%をそれぞれ占める。永住者と特別永住者の合計が全体の 4 割以上を占めていることがわかる。長期的滞在者の最終的な目的はその両者に絞られるのではないかと思われる。家族で滞在するにあたり、親や保護者が在留資格を交付されればその家族のメンバーは「家族滞在」という在留資格を交付されることが多い。そして、子供は「9.家族滞在」という在留資格を持っていること多いと考えられる。その他にも「23.永住者」「24.定住者」の在留資格を持っている子供もいるかと思われる。彼らが日本で生活する上で日本語の習得や学習するにあたり、本人やその家族にとってももちろんのこと、ホスト社会にとっても如何に対応するかは一つの課題である。日本の学校では、急速な多国籍化・多民族化・多文化化が進行している（佐藤 2009:42）という状況が認識されている。言葉の学習と習得は生活にかかわる問題で、指導と指導体制そのものも多くの課題を抱えていると思われる。

本稿では、様々な背景をもつ外国につながる児童生徒の日本語指導について、背景や現状について報告するものである。筆者は、日本での長い留學生活の体験を持ち、小学校の児童生徒との短い期間の関わりを題材に、留学生や外国につながる児童生徒の日本語学習と指導について振り返る試みをする。

日本語は学習者や使用者の立場によって、一つのことばとしての「母語」、「日本語」、一教科として「国語」、「外国語」と様々なレベルで異なる捉え方ができると思われる。そして学習者も言語や文化的に様々な背景を持ち、価値観や考え方などそれぞれ違いがあり、その指導も困難を極めるものがある。外国人の日本での滞在予定期間も色々で、保護者の家族事情、仕事や収入など生活基盤に関わる問題もあり、日本と母国の間を往来する流動性も含んでいるといえる。そのような多様性に富んだ背景を見極めた支援や指導の取組が必要とされる。子供にとって日本の文化や言語に触れるのは、プラスになる要素も多い。本人にとっては限られた貴重な機会ととらえれば、その子供の成長にとって有意義な時間を日本で過ごすこととなると考えられる。教育者側として温かく見守り、育成を助長すべきであると思われる。

では、その外国につながる児童生徒の実態を見てみよう。

2. 外国につながる児童生徒に実態

2.1 その背景から

外国人の日本に滞在する目的によって、交付される在留資格は前掲表 1 のとおり様々である。そして、彼らが日本で生活するにあたり日本語は必須であり、難問でもある。また彼らに同伴する家族や子供たちも同様の課題を背負い、子供たちには教育を受ける必要も生じるのである。対象児童のなかには外国人の子供はもちろん、日本の国籍を獲得している子供もいる。日本人で海外長期滞在していたために、帰国後子供たちが通常学級に追いつかない状況もあり、特別な配慮が必要な子供もいる。場合によって、せつかく外国で身に付けた外国語の保持と日本語の指導両方を懸念する親もいる。その意味で、外国人児童

生徒、外国にルーツをもつ児童、外国につながる児童など、いくつかの表現がある。本稿では外国につながる児童生徒という表記を用いる。

表 2：公立学校に在籍する外国人児童生徒数推移

(単位：人)

	2006年	2008年	2010年	2012年	2014年	2016年
小学校	43,129	45,491	42,748	40,263	42,721	49,093
中学校	19,311	21,253	22,218	21,405	21,143	20,686
高等学校	7,909	7,284	8,189	8,948	8,584	8,968
中等教育学校	79	109	112	105	211	148
特別支援学校	508	906	947	824	630	1,039
義務教育学校	—	—	—	—	—	185
合計	70,936	75,043	74,214	71,545	73,289	80,119

(出典：文科省 29 年度都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

「外国人児童生徒等教育の現状と課題」を参考に作成。)

表 3：2016 年度国公立学校に在籍する外国人児童生徒数

(単位：人)

		国立	公立	私立	合計
小学校		58	49,093	471	49,622
中学校		37	20,686	809	21,532
義務教育学校		—	185	—	185
高等学校		26	8,968	4,899	13,893
中等教育学校	前期	11	79	23	113
	後期	11	69	20	100
特別支援学校	小学部	1	412	1	414
	中学部	1	222	—	223
	高等部	8	405	2	415
合計		153	80,119	6,225	86,497

(出典：文科省 29 年度都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

「外国人児童生徒等教育の現状と課題」を参考に作成。)

表 2 は、公立学校に在籍する外国につながる児童生徒数の推移で、過去 10 年間の変動を 2 年ごとに統計したものである。その数は 2006 年からすでに 70,000 人を超えていて、2010 年以降、東日本大震災の影響もあり、母国への帰国者が多数いたため減少がみられるもの

の、徐々に増加する傾向にある。2016 年度には 80,000 人超していることがわかる。外国につながる児童生徒の中で日本語指導が必要な児童が多数いる所を都道府県別にみると多い順で愛知県、神奈川県、東京都、静岡県、大阪府³が上位に入るといふ。表 3 は、2016 年度の国立、公立、私立学校に在籍する外国につながる児童生徒数を統計したものである。表中、義務教育学校とは小中一貫の学校で、中等教育学校とは中高一貫の学校である。国立学校や私立学校にも一定の数の外国につながる児童生徒が在籍しており、全体の合計数は、86,000 人を超えていることがわかる。

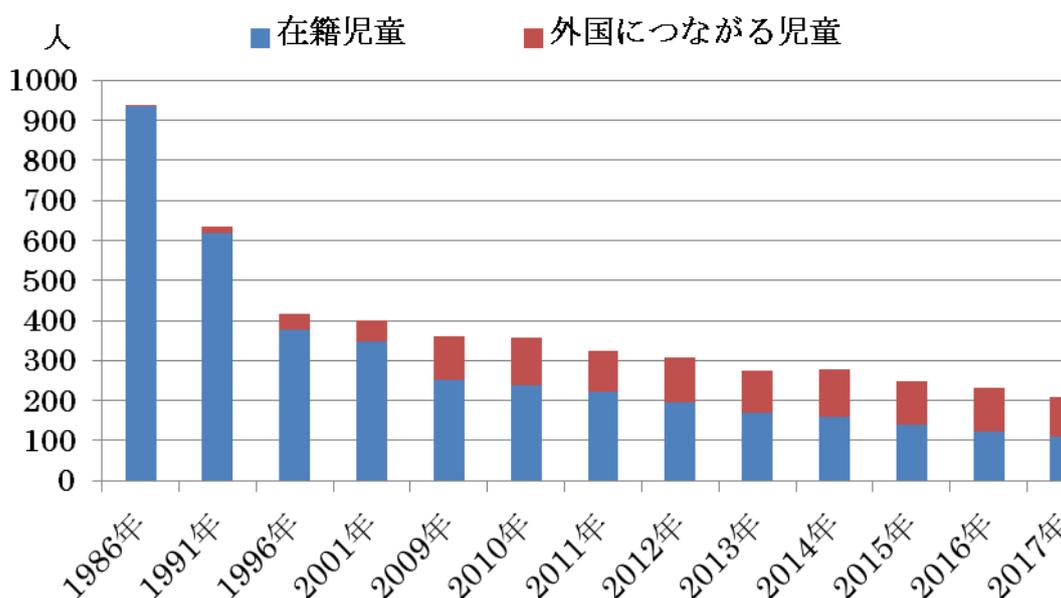


図 1：T 小学校在籍児童と外国につながる児童

(出典：2017 年度第 2 回千葉市日本語指導担当者連絡協議会資料を基に作成。)

図 1 は、千葉市の T 小学校在籍児童とその中の外国につながる児童の推移を見せたものである。1986 年から 5 年ごとに見て、2009 年からは毎年の推移を示している。そして、2017 年 6 月に時点では外国につながる児童が約 5 割を占めていることがわかる。本学は、近辺に団地が多く隣接しており、近くの商店街に外国の店もみられるという特徴がある。当校は日本語指導体制が整っていて、更に日本語指導の長い経験を持つ教員が勤務していることも評判を呼んでいると考えられる。日本語がわからなくても特別な指導を行っていることで、来日したばかりの外国人の保護者も安心して子供を通わせることができると考えられる。

³ 相磯友子 (2017) 「外国につながる児童生徒への支援について」千葉市日本語指導担当者連絡会 (第 2 回学習会) 発表原稿を参考。2017 年 10 月 16 日千葉市立高浜小学校にて。

表 4：T 小学校各学年在籍する児童生徒

学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
在籍児童数 (人)	16	40	35	50	32	35	208
外国人児童数 (人)	10	23	15	21	13	19	101
割合 (%)	62.5	57.5	42.9	42.0	40.6	54.3	49.0

(出典：2017 年度第 2 回千葉市日本語指導担当者連絡協議会資料を基に作成。)

表 4 は、2017 年 6 月時点の当校の各学年に在籍する児童の実態である。外国につながる児童は各学年に分布しており、特に低学年において約 6 割も占めていることがわかる。外国人が集住している地域では、もちろんその学区には外国につながる児童生徒も多数在籍すると思われる。当校は「1996 年から日本語指導教室を設立し、専任教員 1 名でその指導をスタートした。2009 年に専任教員を 2 名に増やし、2017 年度から 3 名に増やして指導体制を整えて、指導に取り組んでいる⁴⁾。2017 年 10 月 16 日に行われた第 2 回日本語指導担当者連絡会の時に、実際に指導が行われる教室を観察して見る限り教材や教具などがたくさん揃えてあり、掲示物も外国人に分かりやすく飾ってあった。児童が一刻も早く学校生活に馴染めるように努力していることが感じられた。

2.2 「特別な教育課程」日本語指導

外国につながる児童の中で、日本語指導が必要な外国人児童生徒は多数を占める。日本語指導が必要な外国人児童生徒とは、日本語で日常会話が十分にできない児童生徒、および日常会話ができていても学年相当の学習言語が不足し、日本語指導が必要な児童生徒と定められている。そして、2014 年 4 月から学校教育法執行規則の一部が改正され、義務教育諸学校において、帰国・外国人児童生徒等の在籍学級以外の教室で行われる指導について、特別な教育課程を編成実施することが行われている。その制度の概要は、小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒（特別支援学校の児童生徒も含む）を対象に、日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導を行うことである。教員免許を有する教員が日本語指導を担当し、場合に応じて指導補助者を派遣する。授業時数は、年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準としている。原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し指導⁵⁾」を行う。児童それぞれの学習レベルに応じた指導計画の作成及びその学習評価を学校設置者に提出することが求められる。

支援体制には、

- ① 設置者は学校への指導助言、人的配置と予算措置、研修の実施等を行う。

⁴ 2017 年度第 2 回千葉市日本語指導担当者連絡協議会資料を参考。

⁵ 取り出し指導とは、対象児童を在籍学級から取り出して別室で指導を行い、学習レベルに合った内容の指導ができる。それに対して入れ込み指導とは、在籍学級に中で対象児童に付き添い詳しく説明してあげるなどの支援やサポートを行う。

- ② 学校は、学校教育への位置づけと指導計画の作成、指導、評価等を行う。
- ③ 指導者や支援者は、専門的な日本語指導、母語による支援と課外での指導、支援等を務める⁶と定められている。

渡辺（2015）は、外国につながる児童の生活言語と学習言語の違いについて以下のように言及する。授業中の使われる難しい言葉や表現、言い回し、概念を理解できない場面もあり、日本の家庭で育った子供に比べ獲得した語彙の数ははるかに少ない（渡辺 2015:15）という。そのような歴然とした相違点があり、単なる日本語指導といっても、とても困難である。

学校における児童生徒の受入から指導、支援までの一連の流れは次のようである。外国につながる児童生徒の入学、転入の情報を把握し次第入学手続きを進め、同時に児童生徒の日本語の能力、生活・学習状況・適応状況を把握する。そして、日本語指導について特別の配慮が必要ない児童の場合は、年齢に応じた通常学級で学習を進める。日本語指導が必要な児童生徒で、日本語で日常会話が十分にできない、日常会話ができてでも学年相当の学習言語が不足し、学習活動での取組に支障が生じているという場合は、特別な配慮が必要である。

その指導方法として、児童生徒の状況に応じて

- ① 通常学級から取り出して、別教室等において、日本語能力に応じた特別な指導をする。
- ② 在籍学級において通常の教育課程により指導を行い、担任や教科担当者が特別な配慮をしながら授業を進める。
- ③ 担任や教科担当者と別に日本語指導員がクラスに入り、対象児童の対応をする入れ込み指導を行う（相磯 2017）。

そのように外国につながる児童の日本語学習状況に応じて指導体制や指導プログラムを計画的に実施し、早期に学習環境や生活環境に慣れるように取組が行えるように支援体制が作られているといえる。

2.3 日本語指導について

「外国につながる児童生徒指導に当たり、児童生徒が所属する学校で日本語教育担当教員として日本語指導をすることは大きな役割を担うことになる。同時に、児童生徒が在籍する学校の学級担任をはじめ、他の教員と緊密な連携を取ることも重要な作業である。日本語指導者や指導協力員やボランティアなどと連携したり、地域で支援などが充実したりするには、管理職のサポートが重要である（文部科学省 2014:54）」。日本語指導者が一人で抱える問題ではなく、学校内外の関係者と連携を図りながら進めることが大事である。児童それぞれに対する日本語の取り出し指導や他の教科科目の取り出し指導をするには、保護者の同意を得る必要がある。その流れは、まずは、校内で管理職、学級担任、日本語指導者等の間で話し合いを経て、日本語指導を受ける児童を選定する。その後、

⁶ 文科省 2017 年度都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修「外国人児童生徒等教育の現状と課題」より抜粋。

- ① 「日本語指導教室のお知らせ」と
- ② 「日本語指導（前期・後期）の時間について」を保護者に知らせて、
- ③ 「日本語指導教室通級同意書」にて保護者からの同意を得たうえで、通常学級から取り出しをして指導を行うことができる。

児童生徒それぞれを対象にした個人の指導計画を立てることも必要不可欠である。「外国人児童生徒に関しては、教員のこれまでの経験だけでは判断・評価することは難しいところが多い。特に、文化の違いは目で見える点だけではなく、行動や言動の中にも現れる、注意深く観察してみないと理解できないものも多い（文部科学省 2014:55）」。特に、保護者と密接なかかわりを持つことも重要である。

表 5：児童の個人指導計画

段 階	内 容	期 間
第一段階	サバイバル日本語	0 カ月～3 カ月くらい
	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に最低限必要な日本語の力を付けるための日本語指導。 ・周りの人の言っていることがなんとか聞き取れる。 ・ひらがなの読み書きができるレベル。 	
第二段階	生活日本語	3 カ月～1 年くらい
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活を送るうえで必要な日本語の力を付けるための日本語指導。 ・自分から要件や意思を伝えられる。 ・カタカナ・簡単な漢字が読み書きできるレベル。 	
第三段階	学習日本語	1 年～5・6 年くらい
	<ul style="list-style-type: none"> ・教科の内容を理解できる日本語の力を付けるための日本語指導。 	

（出典：2017 年度第 2 回千葉市日本語指導担当者連絡協議会資料を基に作成。）

学校における児童の個人指導計画は、表 5 の通りである。第一段階では、児童が来日してから 3 カ月くらいの期間で、「サバイバル日本語」を取り入れることが主流になっている。それは、生活に最低限に必要な日本語の力を付けるための日本語指導で、児童が周りの人の言っていることがなんとか聞き取れて、ひらがなの読み書きができるレベルである。第二段階では、来日して 3 カ月から 1 年くらいの期間で、生活日本語の指導が設定される。この時期において、学校生活を送るうえで必要な日本語の力を付けるための日本語指導が行われ、自分から要件や意思を伝えられるようになることである。また、カタカナや簡単な漢字が読み書きできるレベルとしている。第三段階では、来日して 1 年から 5・6 年くらいの期間で、学習日本語の指導が盛り込まれている。教科の内容を理解できる日本語の力を付けるための日本語指導でもある。もちろん対象指導生徒の学習進行状況によって、多少内容や進む具合の変更も想定される。年度の始めに、対象児童の日本語学習状況を評価し、個人指導計画の見直しや新たな課題設定を行う。児童の日本語学習に関する評価方法

などは一つの課題であり、次回検討したいと思う。ここでは、日本語指導について事例から見てみたい。

3. 日本語指導の実践から

3.1 千葉の状況や取組

千葉県と千葉市の場合は日本語指導担当者を定期的集めて研究会や協議会を実施し、関係者が互いの情報交換などを行っている。経験豊富な教員たちとの相談、外部からの専門家を招いて講義を行うなど積極的な取組を行っている。豊富なプログラムが設定され充実した勉強会になっていることを筆者は数回にわたって参加して実感した。表 6 は、千葉県と千葉市が 2017 年度に行った連絡協議会と勉強会についてまとめたものである。いずれも年度中に 3 回行っている。千葉市の場合は、2 回目には小中学校別に実施されている。参加者には、日本語指導経験年数は数カ月から数年という幅がある。参加学校には、公立小中学校、各市教育委員会、日本語支援団体が含まれる。参加校で千葉市の場合は 2017 年度市日本語指導担当教員配置学校の担当者の参加が必須となっている。千葉県主催の第 2 回中学校の部の参加状況については把握してないため表の中では空欄である。

表 6：日本語指導に関する連絡協議会実施状況

題目	帰国・外国人児童生徒の日本語指導担当者 連絡協議会				日本語指導担当者連絡会(学習会)		
	千葉県教育委員会				千葉市教育委員会		
回数	第 1 回	第 2 回		第 3 回	第 1 回	第 2 回	第 3 回
日程	6 月 7 日	中学校の部 10 月 20 日	小学校の部 10 月 24 日	2 月 7 日	7 月 11 日	10 月 16 日	1 月 31 日
時間	9:30-16:30	13:00-16:30	12:50-16:30	10:00-16:30	13:30-16:30	13:45-16:30	13:50-16:30
参加者	94 人	—	59 人	80 人	15 人	14 人	16 人
参加校	72 校	—	47 校	60 校	9 校	9 校	9 校

(出典：2017 年度千葉県・千葉市日本語指導講習資料を基に作成。)

筆者は、千葉県教育委員会主催の第 2・3 回と千葉市教育委員会主催の第 2・3 回の学習会に参加した。全体的に参加者が指導している児童生徒の日本語の学習状況に応じて、教育実践レベル別で話し合いを行い、その後に全体協議を行う。外部から専門の研究者を招き、講演を実施し質疑応答する。授業参観し、授業について協議を行う等々主催側は勉強会の様式やプログラム配置に工夫がされていると感じられた。外国につながる児童の日本語指導に関する様々な問題や課題について意見交換が行われた。子供たちは世界中から来ていて、「文化の違いがあり、日本語だけではなく、生活上で子供の家庭や保護者に対しての指導も必要がある」、「保護者を対象に日本の学校文化、学校行事、考え方などに関するガイ

ダンスを行った方がいい」、「児童が在籍する学級の中で役割分担や案内をやってもらい、身振り手振りで積極的にみんなと関わりを持たせ、簡単な言葉から覚えてもらった方がいい」など参加協議グループによって様々な意見が聞けた。皆の熱心な指導、前向きな取組の姿勢が身近に肌で感じ取ることができた。他方で、「日本語習得上同じ課題を持つ日本人児童との指導の違い」、「取り出し指導によって通常学級の学習に遅れるのではないか」等々の質問があり、外国につながる児童生徒の日本語指導に関する認識や共通の理解の乏しさが感じられた。

表 7 : 2017 年度後期日本語指導協力員派遣状況

対応言語	中国語	韓国・朝鮮語	スペイン語	フィリピン語
要請学校	70 校	20 校	13 校	46 校
対象生徒	214 人	30 人	27 人	78 人
協力員	5 人	2 人	1 人	3 人

(出典：2017 年度千葉県・千葉市日本語指導講習資料を基に作成。)

千葉市においては、日本語指導教員や講師と別に、日本語指導協力員の派遣を行っている。協力員は基本的に対象児童の母語を用いて指導を行う。日本語指導協力員派遣の流れは、学校側が各年度の前後期ごとに「外国人児童生徒指導協力員の派遣希望調査票」を児童生徒の対応言語別に作成して申請する。それをもとに市教育委員会が派遣員を振り分け、前後期ごとに「外国人児童生徒指導協力員計画」を立て配置をする。表 7 の通り、2017 年度の段階では、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語の 4 つの言語に対応できる体制があることがわかる。その実態は、計 11 人の協力員が配置され、349 人の児童生徒に母語による支援が実現できている。そして、学校側は「外国人児童生徒指導協力員訪問指導要項」に応じて、協力派遣員の訪問日程の確認や指導が行われる場所の設置、指導が行われる当日の対応等を行う。対象児童によって指導協力員による指導を受けられる時間が月に 1 回から 2 回の日本語指導や面談を行うなど、それぞれ状況は異なる。最後に、前後学期末に「外国人児童生徒指導協力員による日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒に関わる報告書」を作成して市教育委員会に提出する。

さらに、千葉市においては母語による指導者や協力員の加配や派遣の傍ら、母語による資料も多数作成されている。その中では、在住外国人児童生徒の保護者に対して、日本の学校システムの把握や学校からの連絡文書の理解を促すことを目的として、英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、韓国・朝鮮語、タイ語の 6 か国語による出版物を刊行している。それは、日本の学校の教育制度や教育内容などを説明する「学校ガイド」と、学校からの保護者宛ての文書を翻訳文と併記した「学校連絡文」の 2 部から構成された『学校

からのおたより』という刊行物である⁷。その他にも日本語支援団体やボランティアグループが外国人の子供から大人までを対象に語学的な支援をし、広く活動を行っている。各行政機関の外国につながる児童生徒らが一日も早く日本の学校や生活環境に馴染み、親子が安心して生活ができるように支援策が実施されていると考えられる。

3.2 児童とのかかわりを通じて

表 8 は、千葉市 K 小学校に在籍する、外国につながる児童生徒の中で日本語指導が必要な児童の状況である。その中で、通常学級から取り出し指導を行う児童は 5 名で、通常学級に入れ込んで指導を行う児童が 2 名である。当校には特別な日本語指導を終了し、通常学級に在籍する児童も多数いる。表の中から幾つかを事例として見てみよう。ここでは、児童名を匿名とし、表の中 No: の欄に整理番号を付けて記述する。

表 8 : K 小学校在籍日本語指導に必要な児童の実態

(2017 年 12 月現在)

No:	学年	出生国	対応言語	備 考
01A	1 年	日本	日本語	アメリカに 3 年間滞在、帰国して 1 カ月
02B	2 年	日本	日本語	来年度からフィリピンに帰国予定
03C	3 年	モンゴル	日本語	3 歳の時から来日、小学校卒業まで滞在予定
04D	3 年	エジプト	英語	来日 2 カ月、6 年間滞在予定
05E	4 年	中国	中国語	来日 3 カ月、1 年間滞在予定
06F	4 年	日本	日本語	長期帰国経験あり、中国語と日本語両方堪能
07G	6 年	日本	日本語	数年間中国に帰国し、2 年生から日本の小学校

(出典：ムンクバト (2018) 「外国につながる児童生徒の日本語指導について」 千葉大学
人文公共学府地域研究センター1 月定例会発表原稿より、2018 年 1 月 25 日千葉大学にて。)

事例 1 :

02B さんは、日本で生まれ、母親はフィリピン人である。保育園から小学校に進学してきたこともあり、日本語で話すことは不自由なく意思疎通ができると思う。ただし漢字はとても苦手である。週に 2 時間ほど在籍クラスに入れ込んで指導を行っている。そして、母親の事情で 2018 年 4 月からはフィリピンに帰国し、フィリピンの小学校に転校する予定である。フィリピンに帰国してもいつまでいられるかははっきりできず、半年後に日本に戻ってくる可能性もあると保護者はいう。

⁷ ちば国際コンベンションビューロー <http://www.mcic.or.jp> を参考、2018 年 3 月 10 日アクセス。

事例 2：

04D さんは、エジプト出身で、父が日本の大学で勉強するために家族とともに来日した。04D さんは、エジプトで母国語以外の教科科目を英語で受けられる学校に在籍していたという。最初は、1日1時間の日本語の取り出し指導を受けていた。両親は子どもの教育に熱心で、放課後に家では深夜遅くまで勉強していたことが多かった。母国での同学年の学習科目で母語、算数、英語の勉強を毎日継続的に行っていた。家で習った英語を確認してみたところ、英単語 20 個くらいをすらすらと正確に書けていた。同学年の他の児童に比べると驚くほどの英語の習得力であった。放課後の学習は、母国のきめられた学習カリキュラムに従って、その国の出身者であれ、たとえ世界中どここの国にいてもそのカリキュラムで学習し、毎年 3 月に自国の駐日本大使館で統一の試験を受けなければならないという。その学習カリキュラムを、放課後家に帰って、時には深夜 3 時まで、父親の指導の下で学習を進めていた。04D さんは、統一試験が近くになりにつれて「疲れている」「家で忙しい」という理由で、遅刻、欠席や早退が頻繁になっていた。時には「今日何時に家に帰れますか」と確認する場面もあった。担任の先生も 04D さんの学校生活を規律正しく身に付けられるか、学校生活に慣れるかなどとても心配することも多々あった。そのような背景を考慮し、学校の管理職、保護者、担任、日本語指導者で話し合いの末、04D さんに対して特別な学習プランを設定し、1日に2時間の取り出し指導を行うことになった。しかし、その後父親の進学先が変わったので、04D さんも転校した。04D さんは言葉がわからず戸惑う様子に、同学年の児童が素早く対応してくれる。同学年で行われた体育の体表現という授業でみんなの輪に入り楽しくやっていて、心から笑っていた笑顔や 1 年生と一緒に日本の昔遊びを体験し、慣れない身振りで懸命に取り組んでいた等々、支援者として心が和む場面が多く見られた。

事例 3：

05E さんは、中国出身で、父の仕事の関係で日本に1年間滞在する予定である。1日に1時間の日本語の取り出し指導を行っている。来る 4 月から学年編成や担任の教員が変わる可能性もあり、日本語能力をさらに上達させる目的で、年度末に1日2時間指導を行っている。05E さんは、放課後に家で中国の同学年の母語、英語、算数の科目の学習をやっているという。自国の冬休みに合わせて、各教科の冬休みの宿題が郵送されてきて、それを急いでやっていた様子も見られた。個人面談で、「子どもに日本の事をできるだけ多く知ってもらいたい。日本語をできるだけ多く身に付けてもらいたい。できれば将来日本の大学で勉強してもらいたい。」などと保護者は話していた。05E さんも日記にもそのような内容を綴っていた。05E さんは音楽が好きで、ピアノの練習は毎日欠かさずにやっているという。音楽のクラブ活動に参加し、みんなと輪になりうまく演奏ができていた。

事例 4：

06F さんは、日本で生まれ、日本の国籍を持っているという。幼稚園の時、数回中国に帰国し、向こうの幼稚園に通ったことがある。小学校 1 年の後期を中国で過ごした。日本でも 1 月ほど親元を離れ、中国の子供たちが通う幼稚園に通っていたことがあるという。06 F さんの場合は、中国語も日本語も両方上手く、バランスの取れたバイリンガル能力の持ち主だと感じられた。言語使用状況を確認してみると、家庭内では中国語を使い、学校では日本語を使い、意識的に場面に応じて言葉のコードスイッチング（言葉切り替え）ができていたといえる。本人は将来日本で中高大学に進学していきたいという。

事例 5：

07G さんは、日本で生まれた。幼い時は兄と交互に一年間ずつ中国と日本の間を往来していた。2011 年に東日本大震災の時に中国に帰国し、幼稚園と小学校 1 年に通っていた経験がある。2 年生の時に日本に戻ってきたという。07G さんは、サッカーと野球が好きで、週末に行った練習試合の話を書き留めていたこともある。小学校高学年に在籍しているが漢字が苦手である。週に 2 回の取り出し指導では漢字の学習を中心に行っていた。07G さんの場合は、言語使用状況は典型的ダブルリミテッドの特徴をもっていると思われる。中国語も日本語も言語能力が限定的であることが感じられる。

事例からは、対象児童の多様な背景やそれぞれ独自の事情を抱えていることがわかる。日本語指導のみならず、生活全般にわたる支援や、それに関わる情報を把握することも基本的な作業になる。児童の出身国はいろいろで、日本国籍を取得している児童もおり、日本での滞在予定期間も異なる。親の仕事の関係で帰国せざるを得ない児童もいる。そして、児童の日本語の習得状況も様々で、特に日本語の初期指導は困難であることが感じ取れた。児童と対応する言語にも違いがある。言葉と文化の違いを超えたジレンマを抱えていると思われる。そこで、外国人という枠組みからみる場合、外国人につながる児童生徒の日本語指導の位置付けはどうか見てみよう。

4. 外国人の日本語学習の道なり

表 9 は、外国人の来日後の日本語学習習得状況を大まかにまとめたものである。ここでは外国人の日本語学習や習得を把握することに主眼をおいているため、観光客や短期滞在者は除いて論じる。表の中では、外国人の来日する時期、入学進学時の在籍学校種、交付される在留資格、ことばと日本語、求められる言語的スキルと日本語の学習指導に関する支援状況に分類している。

外国人の来日する時期は、幼少期、学生の時、大人になってから、場合によって日本に生まれ育つなど様々である。同時に、本人の在留資格や、滞在期間も各々に異なる。そして、日本語、母語、外国語と、各々の人間形成や個人のアイデンティティの確立にもかか

わる言語的、文化的な要素を、さまざまな言語で習得することになる。母語・母文化の継承・伝承も大きな課題である。並行して、生活言語、学習言語、外国語など本人の所属するコミュニティや社会に求められる言語的スキルも違う。どの段階で如何なる学習・指導・支援が必要かは、本人やその家族の来日目的に応じて手法も千差万別と言えよう。

表 9：外国人日本語学習習得の背景

① 来日						
②学校種	保育園； 幼稚園	小中学	高等学校	日本語学校； 専門学校	大学；大学院	社会人
③資格	家族滞在	家族滞在	家族滞在	留学生	留学生	就労資格
④ことば； 日本語	遊び→ ことば；	国語、日本語	国語、日本 語	教授言語； 外国語	教授言語； 外国語	多言語
⑤スキル	生活言語	生活・学習言語	生活・学習 言語	生活・学習言 語	生活・学習言 語	生活言語
⑥支援	遊び	「特別の教育課 程」日本語指導	日本語指導	日本語コー ス	(附属)留学 生センター	支援団 体、NPO

(出典：前掲ムンクバト 2018 を参考。)

これまで取り上げた、外国につながる児童生徒の日本語指導は、小中学校における取組だが、その他にも日本語の指導や支援が必要とする外国人が多数いる。保育園児の場合は特別な配慮や指導を行っていないという。子供たちは遊びの中で言葉を身に付け、集団生活に馴染んでいく。高等学校のその実態については把握してないので、ここでは述べない。高校生の場合は交換留学、短期留学など語学的な支援や指導の必要性が必然的に生じて、これまでに述べたこととは別の課題もあるかと思われる。

筆者は表 9 の中の日本語学校から社会人のまでの経験を持っており、その立場から留学生の日本語の習得状況について簡潔に述べておきたい。留学生の場合は、まず母国に拠点を置く日本語学校に通い日本語を習得するか、母国の大学等で日本語を専門とする学科に進学し、外国語として日本語を履修することができる。日本語学校は、海外で多くの国にあり、日本国内にも多数運営されている。日本国内外の日本語学校が連携し、留学生を斡旋する事例もある。日本語学校では、午前と午後のクラスがあり、毎日日本語を習う。日本語をある程度勉強したら「日本語能力試験⁸」を受け、日本に留学する条件や日本の大学や専門学校を受験する資格を得ることができる。海外の大学の日本語専攻学科では日本語

⁸ 日本語能力試験 Japanese-Language Proficiency Test (JLPT)は、日本語を母語としない人の日本語能力を測定し認定する試験として、国際交流基金と日本国際教育協会（現日本国際教育支援協会）が 1984 年に開始した。開始当初受験者数は全世界で 7,000 人ほどだったが、2011 年の受験者数は全世界で約 61 万人にのぼり、世界最大規模の日本語の試験である (<http://www.jlpt.jp> を参考、2017 年 12 月 6 日アクセス)。

能力試験を卒業基準にする例もある。日本語能力試験は N5、N4、N3、N2、N1 と順に難易度が 5 段階で上がる。日本の大学受験は基本的に N1 を取得することが必須である。

それと並行して、「留学生試験⁹⁾」がある。留学生が日本で進学したい大学等の専攻する学科によって、「日本語」「総合科目」「理系」「数学」の中から受験し、成績を掲示しなければならない。そして、留学生入試試験を受けて志願の大学に入学することができる。大学においては所属の留学生支援センターがある場合が多い。そこでは、留学生の日本語はもちろんのこと、生活全般に渡り支援を行っている。そこでも日本語を履修することができ、それを卒業単位にすることも可能である。大学では教授言語が日本語になり、卒業論文の執筆、就職活動、大学院へ進学することもあり、より高い日本語運用能力が追及される。

5. まとめ

日本は多民族、多文化が急速に進み、多文化共生への取組が脈々と進んでいると思われる。そして、様々な地域的な取組も進んでいる。外国人という大きな枠で見ても、様々な生活上、言語上の問題があり、その支援も多岐にわたる。本稿では、その中で、学校教育における小中学校に在籍する児童生徒の実態について概観してみた。外国人という枠の中で、彼らの子供に対象とする日本語の指導や支援であると思われる。国を挙げて数多くの対策が実行されていることはわかる。児童の出身国、母語、文化、来日の時期などそれぞれ異なり、多様化していて、対応することが困難である。同時に、外国につながる児童全員に平等な支援が行き渡っているとも言い難い。児童に対する母語による支援から見ても、とても限られた言語にしか対応できないのが現状である。しかし、教育の現場ではチーム学校という概念の下で、関連機関との連携が大切であることを実感できる。

他方で、児童の出身地域や文化背景により指導手法も異なる。例えば、漢字圏出身の児童と非漢字圏の児童で日本語の理解や学習進展に違いがあることを児童の関わりから肌で感じた。そして、日本での滞在予定期間も日本語学習を大きく左右する要素になる。外国につながる児童の保護者の日本の学校文化への理解が稀薄な状況もあり、文書による連絡や調達が滞ったり、行き違ったりするなどの様々な課題もある。保護者の状況を把握することがとても大切である。

日本語指導者はことばの支援のみならず、生活全般に渡る支援を試みて、相談相手にもなり、学校環境における児童の居場所をつくりあげることが大切である。児童は文化と文化の間、言語と言語の間で、親の意向で厳しい選択を迫られている。放課後に自国での学習をも同時に進行させ、夜遅くまで勉強している子供もいる。場合によって、家庭では母国の同学年の学習カリキュラムを進める例もある。自国での学習と異国での勉強を同時に

⁹⁾ 日本留学試験 The Examination for Japanese University Admission for International Students(EJU) は、独立行政法人日本学生支援機構が文部科学省、外務省、大学及び国内外の関係機関の協力を得て、外国人留学生として日本の大学(学部)等に入学を希望する者について、日本の大学等で必要とする日本語力及び基礎学力の評価を行うことを目的に実施する試験である。海外でも受験できる (<http://www.jasso.go.jp>を参考、2017年12月6日アクセス)。

進めることは、小学生にとって厳しいことであろう。外国人の児童生徒は、成長過程においても家庭背景から見ても多様なジレンマを持っていると考えられる。長い時間をかけて児童が持つ背景であれ、家庭的・生活的事情を把握することが何より基本的な作業であると思われる。

(ぼるじぎん むんくぼと・小中台小学校)

参考文献：

- 伊藤早苗（2009）「日本における外国人生徒の教育権—札幌市大通高校の事例研究—」『北海道大学大学院教育研究院紀要』第109号、pp1-18。
- 井上恵子（2009）『外国からの子どもたちと共に』2009年1月、本の泉社。
- 佐藤群衛（2009）「日本における外国人教育政策の現状と課題—学校教育を中心に—」『移民政策研究』創刊号、pp42-51、移民政策研究。
- 杉村美佳（2014）「教師の多文化の子どもに対する意識と国際理解教育の実践」『日本に住む多文化の子どもの教育—ことばと文化のはざままで生きる』宮崎幸江編、pp205-223、上智大学出版。
- 高田茂子（2018）「学校の国際化に対応した日本語指導担当教員の役割—コーディネーターの観点から—」2017年度第3回帰国・外国人児童生徒の日本語指導担当者連絡協議会、2018年2月7日、千葉県総合教育センターにて。
- 田尻英三（2014）「2014年度より始まる「特別な教育課程」としての日本語指導」『龍谷大学国際センター研究年報』第23号、pp3-20。
- 田巻松雄、原田真理子、若林秀樹（2009）「教育実践の視点からみる外国人児童生徒教育の現状と課題」『宇都宮大学国際学部研究論集』2009年、第27号、pp135-153。
- 千葉県教育委員会（2011）『帰国・外国人児童生徒受入ガイドライン』2011年3月1日発行、千葉県教育委員会。
- 千葉県教育委員会（2008）『外国からの子どもたちと共に〈母国の教育事情〉』2008年3月、千葉県教育委員会外国人児童生徒受入体制整備研究会。
- 東京外国語大学（1998）『外国人児童生徒のための日本語指導〈第1分冊〉—カリキュラム・ガイドラインと評価—』1998年11月、東京外国語大学留学生日本語教育センター編集、ぎゅうさい。
- 宮崎幸江（2014）「多文化家庭、学校、地域の連携とエンパワメント」『日本に住む多文化の子どもの教育—ことばと文化のはざままで生きる』宮崎幸江編、pp225-238、上智大学。
- 森田京子（2007）『子どもたちのアイデンティティ・ポリテックス—ブラジル人のいる小学校のエスノグラフィー』新曜社。
- 文部科学省（2011）『外国人児童生徒受入れ手引き』、2011年3月、文部科学省初等中等教育局国際教育課発行。

文部科学省（2014）『外国人児童生徒教育研修マニュアル』2014年1月、外国人児童生徒の総合的な学習支援事業、文部科学省初等中等教育局国際教育課。

元吉ひとみ（2018）「効果的な日本語指導の進め方」平成29年度第3回千葉市日本語指導担当協議会、2018年1月31日、千葉市立高洲小学校にて。

渡辺研（2015）「言葉や文化の異なる子どもたちに、学校ができること、すべきこと」『教育ジャーナル2015』2月号、pp10-21。